訪問リハビリテーション利用料およびその他の費用

地域区分：6 級地 10.33

【要介護認定の方】				
区分	単価			
		1 割	2 割	10 割
訪問リハビリテーション費 1 回(20 分)	1 回(20 分)	300 円	600 円	2995 円
訪問リハビリテーション費【減算】1 回(20 分)	1 回(20 分)	279 円	558 円	2789 円
短期集中リハビリテーション加算	1 回(40 分以上に対して)	207 円	414 円	2066 円
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算Ⅰ	月 1 回	238 円	476 円	2375 円
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算Ⅱ	月1回	289 円	578 円	2892 円
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算Ⅲ	月 1 回	331 円	662 円	3305 円
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算Ⅳ	3ヶ月に 1 回	434 円	868 円	4338 円
サービス提供体制加算	1回	7 円	13 円	61 円

※1　短期集中リハビリテーション加算（1 回　1 割 207 円　2 割 414 円　10 割 2,066 円）は、退院日（退所）または、新たに要介護認定を受けた日から 3 ヶ月以内に付加されます。（1 週間につきおおむね 2 日以上、1 日あたり 20 分以上実施し、リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること）

※2　リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ（月 1 回　1 割 238 円　2 割 476 円　10 割 2375 円）は、

1.ケアマネージャーを通じて、訪問介護事業者などの従業者に対して、日常生活の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していると付加されます。

2.訪問リハビリテーション指示書に医師が詳細な指示をすること（リハビリテーション目標、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションの負荷等のうちいずれか 1 以上指示）

※3　リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ（月 1 回　1 割 289 円　2 割 578 円　10 割 2892 円）は、

1.リハビリテーション会議の実施
（3 ヶ月に 1 回以上、実施して計画書の見直しを行う）

2.医師による計画書の説明と利用者の同意を得ること

3.ケアマネジャーに自立の為に必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと

4.訪問介護事業所などの従業者や家族に対して、日常生活の留意点、介護の工夫などの助言を行うこと

5.リハビリテーション計画書の説明を理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が説明すること

※４　リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ（月１回 １割 331 円 ２割 662 円 10 割 3305 円）は、リハビリテーションマネジメント会議において、リハビリテーション計画書の説明を医師が行なうこと

※５　リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ（3 ヶ月に１回 １割 434 円 ２割 868 円　10 割 4338 円）は、リハビリテーションマネジメント加算Ⅲの要件に適合すること。
訪問リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業に参加し、同事業で活用しているシステム（VISIT）を用いて厚生労働省に提出していること

※６　訪問リハビリテーション費 【減算】（１回 ２０分　１割 279 円 ２割 558 円　１０割 2789 円）は、訪問リハビリテーション事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算すること

【要支援認定の方】				
区分	単価			
		1 割	2 割	10 割
訪問リハビリテーション費 1 回(20 分)	1 回(20 分)	300 円	600 円	2995 円
訪問リハビリテーション費【減算】1 回(20 分)	1 回(20 分)	279 円	558 円	2789 円
短期集中リハビリテーション加算	206 円 1 回 (40 分以上に対して)	207 円	414 円	2,066 円
リハビリテーションマネジメント加算	月1回	238 円	476 円	2375 円
介護予防訪問リハビリテーション事業所評価加算	月1回	124 円	248 円	1239 円
サービス提供体制加算	6 円 1回	7円	13 円	61 円

※1　リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ（月１回　１割 238 円　２割 476 円　10 割 2375 円）は、

1.ケアマネージャーを通じて、訪問介護事業者などの従業者に対して、日常生活の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していると付加されます。

2.訪問リハビリテーション指示書に医師が詳細な指示をすること
（リハビリテーション目標、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションの負荷等のうちいずれか１以上指示）

3.おおむね３月ごとにリハビリテーション計画を更新すること

4.医師が当該利用者に対して 3 月移乗の継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の備考欄に継続利用が必要な理由、その他の指定介護予防サービスへの移行の見通しを記載すること

※2　介護予防訪問リハビリテーション事業所評価加算　（月１回　１割 124 円　２割 248 円円　10 割 1239 円）は、

1.定員利用・人員基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出てリハビリテーションマネジメント加算を算定していること

2.利用実人員が 10 名以上であること

3.利用実人員の 60%以上にリハビリテーションマネジメント加算を算定していること

4.リハビリテーションマネジメント加算を 3 月以上算定した者の要支援状態の維持・改善率数を満たすこと